

# 立命館大学学友会学芸総部規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称及び所在)

本会は立命館大学学友会学芸総部と称し、全学自治会に所属する。本部は立命館大学内に置く。

### 第2条 (団体)

本会は本会に所属する公認団体を以って組織する。ただし、本会外郭団体として同好会・任意団体をおくことができる。

### 第3条 (目的)

立命館大学学友会学芸総部は、立命館大学の学生の文化・芸術団体を代表し、自主的に自由で創造的な文化芸術活動を積極的に行う。その活動は学内にとどまることなく、文化の継承、創出、発展、啓蒙という社会的役割を担う。

### 第4条 (活動)

本会は前条の目的を達成する為に種々の創意ある活動を行う。

### 第5条 (会員の権利・義務)

学芸総部会員は次の権利を有し、義務を負う。

1. 本会の各種役員の選挙権と被選挙権
2. 本会の主催するあらゆる運動に参加する権利
3. 当規約及び年間方針に基づき、本会の発展向上を図る義務
4. 当規約及び会員の所属する学芸団体規約を守り遂行する義務

### 第6条 (組織)

本会は当規約第三条の目的達成の為に、次の機関を置く。また、必要に応じてその他の機関を置くことができる。その場合、総会の承認を必要とする。

1. 総会
2. 部長会議
3. 本部執行委員会

## 第2章 総会

### 第7条 (総会の構成と招集)

総会は本会の最高議決機関とし、所属公認団体員、全員により組織され総会の決議は他のあらゆる決議に優先するものとする。その招集は本会の本部執行委員会が行い毎年1回を原則とするが、本部執行委員会で必要と認めた場合もしくは、公認団体の3分の2以上から要請があった場合は臨時に開催できるものとする。

### 第8条 (公示)

総会は開催14日以前に日時と議事・内容を、7日以前に場所を公示し、またその他の方法を以って行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

#### 第9条 (出席)

総会は所属公認団体会員、全員が参加し、出席できない場合は委任状を必要とする。委任状は参加扱いとし、その議決は総会の決議に従う。

#### 第10条 (定足数・議決)

1. 総会は所属公認団体会員 100 名以上かつ公認団体総数の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。
2. 出席者数の過半数を以って本会の議決とする。ただし、本部執行委員は議決権を有さない。また、可否同数の場合は議長の決するところに依る。
3. 部長会議および本部執行委員会が重要であると認めた議事については、出席者数の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

#### 第11条 (議長)

総会は議長 1 名・副議長 1 名を置く。ただし、議長は本部執行委員より選ぶことを原則とする。

#### 第12条 (審議事項)

1. 本年度活動総括の承認
2. 来年度活動方針の決定
3. 前年度会計報告・承認
4. 来年度本部役員の承認
5. 本会規約改正、その他重要事項の決定

### 第3章 部長会議

#### 第13条 (部長会議とその構成)

部長会議は総会に次ぐ決議機関であり、所属公認団体の部長および本部執行委員を以って組織する。

#### 第14条 (部長会議の招集)

部長会議は月 1 回、本部執行委員会がこれを招集する。ただし、所属公認団体総数の 3 分の 1 以上の要求がある場合、又は本部執行委員会が必要と認めた場合は、随時これを招集する。

#### 第15条 (告示)

告示は、開催の 5 日以前に日時と場所、議事・内容を掲示し、又その他の方法を以って行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

#### 第16条 (出席)

1. 所属公認団体の部長は部長会議に出席し、その審議に参加しなければならない。
2. 部長会議に部長が出席できない場合は、役員届に記載のある者が代理出席できる。
3. 部長会議に出席できない場合は、委任状を提出する。委任状は部長会議の承認を得ることで出席扱いとなり、その議決は議長に委ねる。

#### 第 17 条 (定足数・議決)

1. 部長会議の成立は所属公認団体総数の 4 分の 3 以上の出席を要する。
2. 部長会議は、出席団体の過半数を以って本会議の議決とする。ただし、本部執行委員は議決権を有さず、可否同数の場合には議長の決するところに依る。
3. 同好会の公認団体への昇格および公認団体の同好会への降格、その他本部執行委員会が重要であると認める議事については、公認団体の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

#### 第 18 条 (議長)

本会は議長を 1 名置く。ただし、議長は本部執行委員より選ぶことを原則とする。

#### 第 19 条 (審議事項)

1. 部長会議運営に関する基本的方針及び総括
2. 同好会及び公認団体の昇降格の承認
3. 本部執行委員会より提出された事項

### 第 4 章 本部執行委員会及び本部執行委員

#### 第 20 条 (本部執行委員会)

本部執行委員会は、総会および部長会議の議決に基づき、本会の会務を執行する。ただし、部長会議においてその基本方針及び総括を提出しなければならない。

#### 第 21 条 (構成)

本部執行委員会は下記の役員をもって構成する。

1. 委員長 1 名
2. 副委員長 若干名
3. 総務部長 1 名
4. 渉内部長 1 名
5. 企画部長 1 名
6. 情宣部長 1 名
7. 会計部長 1 名

ただし、委員長、副委員長を除く各部に次長数名を置くことを原則とする。

また、必要に応じ、新たな部署を設置することができる。

#### 第 22 条 (選出)

全ての本部執行委員は部長会議において選出される。

#### 第 23 条 (任期)

任期 1 ヶ年とする。ただし、再選を妨げない。

#### 第 24 条 (改選)

本部執行委員会の改選は前本部執行委員会がこれを管理する。

#### 第 25 条 (委員長・副委員長)

委員長は本会を代表し、本部執行委員会を統轄する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合、これを代行する。

#### 第 26 条 (総務)

総務は本会の日常活動を把握し、団体登録に関する一般事務を担当処理する。

#### 第 27 条 (渉内)

渉内は本会の日常活動を把握し、学館運営に関する一般事務を担当処理する。

#### 第 28 条 (企画)

企画は本会の主催する企画立案及びその運営に関する諸般の事務を担当処理する。

#### 第 29 条 (情宣)

情宣は本会の情報宣伝に関する諸般の事務を担当処理する。

#### 第 30 条 (会計)

会計は会計に関する諸般の事務を担当処理する。又備品管理も行う。

#### 第 31 条 (招集)

本部執行委員会は随時、委員長が招集して行う。

#### 第 32 条 (兼任)

本部執行委員は各団体の役員を兼任することはできない。

#### 第 33 条 (不信任)

本部執行委員は部長会議において3分の2以上の賛成により不信任が可決された場合、当該役員は辞職しなければならない。

### 第 5 章 団体

#### 第 34 条 (規約)

各公認団体はその規約を本部執行委員会に提出しなければならない。構成団体の規約は本会規約の精神に背反することはできない。

#### 第 35 条 (構成団体の尊重)

構成団体の運営はその規約に定めるところに依り、自主的に行う。

#### 第 36 条 (諮問)

本部執行委員会が必要と認めた場合、各公認団体は諮問に必ず応じなければならない。

#### 第 37 条 (活動報告)

各公認団体の部長は、毎年度始め・年度末に活動方針並びに活動報告書を、本部執行委員会に提出しなければならない。

#### 第 38 条 (役員・部員名簿の提出)

各公認団体は毎年、役員名簿ならびに部員名簿を提出しなければならない。ただし、記載事項は本部執行委員会の請求事項に依る。

### 第 6 章 昇降格

#### 第 39 条 (同好会及び任意団体)

本会の目的に賛同する団体は同好会、任意団体として本会に所属することができる。

#### 第 40 条 (登録)

本会に所属する同好会・任意団体は、第 37 条および第 38 条に該当する書類を提出しなければならない。

#### 第 41 条 (諮問)

同好会・任意団体は本部執行委員会の諮問に一切応じなければならない。

#### 第 42 条 削除

#### 第 43 条 (任意団体への昇格)

1. 登録団体として 1 年以上活動したあと、新たに任意団体として本会に所属する場合、次の書類を本部執行委員会に提出しなければならない。

- a. 活動経歴、活動状況報告書
- b. 本会所属主旨
- c. 規約
- d. 役員名簿、部員名簿

2. その決定は本部執行委員会で行い、部長会議にて報告する。

#### 第 44 条 (同好会への昇格)

1. 任意団体は 2 年以上活動した後、同好会として本会に所属する昇格申請ができる。その場合、申請前に任意団体として活動する 2 年間は毎年次の書類を本部執行委員会に提出しなければならない。

- a. 活動経歴、活動状況報告書
- b. 当該部門論
- c. 活動報告
- d. 規約
- e. 本会所属主旨(申請時に一度提出)
- f. 役員名簿、部員名簿

2. また申請前 2 年間は未公認団体会議への全出席(原則として前期一回、後期一回開催)が義務づけられる。昇格決定は本部執行委員会での審議を経て部長会議にて行う。

#### 第 45 条 (公認団体への昇格)

1. 同好会は 2 年以上活動した後、公認団体として本会に所属する昇格申請ができる。その場合、申請前に同好会として活動する 2 年間は毎年次の書類を本部執行委員会に提出しなければならない。

- a. 活動経歴、活動状況報告書
- b. 当該部門論
- c. 会計報告

- d. 規約
  - e. 本会所属主旨(申請時に一度提出)
  - f. 役員名簿、部員名簿
2. また申請前 2 年間は未公認団体会議への全出席(原則として前期 1 回、後期 1 回開催)が義務づけられる。昇格決定は本部執行委員会での審議を経て部長会議にて行う。

#### 第 46 条 (降格等の措置)

1. 部長会議は、次の場合、本部執行委員会の議決を経て本会構成団体の登録抹消・降格・ボックスの本部預かり等の措置を取ることができる。
- (1) 部長・会計等を含む執行部が確保運営されていない場合
  - (2) 構成団体の活動内容・規模が、公認団体・同好会・任意団体に適しておらず、学内外に十分還元されていない場合
2. 前項の場合、所属公認団体総数の 4 分の 3 以上の出席および 3 分の 2 以上の賛成を要する。

### 第 7 章 会計

#### 第 47 条 (会計規約)

本会の会計に関しては、学友会会計規定に従う。

#### 第 48 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月末日に終わる。

#### 第 49 条 (予算)

本会の予算は学友会費および部費その他をもってこれにあてる。

#### 第 50 条 (決算)

構成団体は毎年度末に収支一切の決算書を作成しなければならない。

#### 第 51 条 (会計監査)

決算は全て学友会会計監査を受けなければならない。

### 第 8 章 賞罰

#### 第 52 条 (賞)

特に必要と認められた場合、部長会議の承認を得てこれを行う。

#### 第 53 条 (罰)

1. 部長会議は、次の場合、処罰を行うことができる。
- (1) 本会構成団体または会員で当会の名誉を著しく毀損した場合
  - (2) 本会規約に違反する、もしくは部長会議への 3 回以上の無断欠席等、これに準ずる行為があった場合
2. 前項の場合、所属公認団体総数の 4 分の 3 以上の出席および 3 分の 2 以上の賛成

を要する。

3. 処罰の方法・程度は部長会議で決定する。

## 第9章 改正

### 第54条 (改正)

本会規約の改正は部長会議において本会構成団体総数の4分の3以上の賛成を得たのち、総会において過半数の賛成を得て行い、本部執行委員会がこれを遂行する。

## 第10章 補足

### 第55条 (学生会館)

学生会館の使用は、学館使用規定に従う。

### 第56条 (補足)

その他、明記されていない事項は立命館大学学友会会則および慣習に従う。

### 第57条 (公布)

本会規約は、1973年7月9日に公布し、9月10日に施行する。

(1978年9月一部改正)

(1986年11月一部改正)

(1992年5月一部改正)

(1996年11月一部改正)

(2000年12月14日一部改正)

(2003年12月19日一部改正)

(2004年12月16日一部改正即日施行)

(2006年一部改正)

(2009年7月19日一部改正)

(2010年2月16日一部改正)